

# 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 相馬 保夫



学位申請者 馬場 わかな

論文名 近代ドイツにおける女性・子どもへの「生存配慮」と家族規範  
—1880年代～1920年代のハンブルクを事例として—

## 【審査結果】

審査委員会は、相馬保夫を主査とし、本学の立石博高教授，中山智香子教授，外部から増谷英樹本学名誉教授，馬場哲東京大学大学院経済学研究科教授を副査として，馬場わかな氏から提出された学位請求論文『近代ドイツにおける女性・子どもへの「生存配慮」と家族規範 —1880年代～1920年代のハンブルクを事例として—』の審査と最終試験を2012年2月16日に行い，全員一致で学位申請者に博士（学術）の学位を授与することがふさわしいと判断した。

## 【論文の概要】

本論文は，ドイツにおける社会国家の生成過程において保険の範疇から取り残された女性や子どもへの扶助活動を，1880年代～1920年代ハンブルクの小児病院と在宅看護・家事援助協会の具体的な事例から検討した，史料に基づく実証的な歴史論文である。

ドイツでは，ビスマルクの社会保険立法によって早くから勤労者への福祉が充実していたとされるが，それは男性中心の単独稼得者モデルに依拠し，非就業者の女性や子どもへの保障は欠落していた。1890年代以降，それまでの伝統的な貧民扶助に加え，救貧の枠組ではとらえられない社会的諸問題に対応する「社会的扶助」が民間の慈善団体と自治体を中心に展開されていく。著者はそうした活動が第一次世界大戦を経て，国家・自治体の直接的な管轄下におかれる過程を地域における慈善団体の活動を通じて明らかにすることを課題とし，1929年の家族手当の義務化をもって20世紀的な社会国家が成立したと位置づけている。

著者はその際，ザンクト・ゲオルク小児病院と在宅看護・家事援助協会による扶助活動を通じて「問題家族」の「標準化」，「近代的で市民的な家族規範」に基づく社会国家への包摂が行われたと考えている。女性と子どもへの扶助活動をハンブルクの小児病院と在宅看護・家事援助協会の事例から明らかにし，そこで得られた知見をドイツの社会国家論の枠組に位置づけようとしたところに本論文の最大の特色がある。

研究史の整理に基づき問題提起を行う序章に続き、第1章では、世紀転換期からヴァイマル期にかけてのハンブルクの政治・経済・社会状況と医療・保健・救貧制度の変遷が概観されている。ハンザ同盟以来、貿易港として発展したハンブルクは、ドイツ帝国に一邦として編入された後、急激な工業発展と人口増加を経験するが、少数の有力市民による市参事会と制限選挙に基づく市議会による統治が続いた。ヴァイマル期になると、社会民主党が選挙で多数を占め、市民諸政党と連携して社会的格差の是正を図る構造改革を試みた。ハンブルクの医療・保健衛生体制は、1892年のコレラの大流行を契機に刷新され、近代的な医療の体制が整備された。一方、ハンブルクで公的救貧制度が成立したのは19世紀半ばすぎであったが、1880年代からその改革が行われ、教区や民間の福祉団体との連携が進んだ。この概観から、ハンブルクでは旧来の市民層による政治と福祉の伝統を引き継ぎながら、都市の近代化が図られたことがその特徴であることがわかる。

第2章は、病気の子どもとその家族の問題をハンブルクのザンクト・ゲオルク市区に設立された小児病院を事例として扱っている。この小児病院が設立された背景には、乳幼児の高い死亡率にもかかわらず、法定疾病保険では子どもが被保険者になりえなかったことがあり、教会の社会事業団体である救貧・病人看護女性協会が市民層の女性を組織して貧民層の子どもを優先的に病院に受け入れた。しかし、病院の近代化のために財源を確保する必要から診療・入院費の額による差別化が図られ、感染症対策よりも乳児ケアに活動の重点を移していく。そして、病気の子どもに対する看護を通じて家族の役割はむしろ強化されることになった。

第3章は、世紀転換期のハンブルク在宅看護・家事援助協会の活動を通じて女性の家族内役割が規範化される過程を論じている。フランクフルトの協会に倣って1899年に創設されたこの協会は、職業に従事していない女性への支援を通して男性中心の公的救貧事業を補完する活動を展開した。その扶助活動を統計的に詳しく検討した結果、扶助を受けた家族は、この時期に著しく増加した、市区内に流入する血縁・地縁の希薄な大都市の孤立した家族であった。つまり、出産や病気の女性の家事・育児を代行する活動によって、この協会は家族の生活を維持するとともに、女性の家族内役割を規範化し、市民的な家族規範を低所得層に定着させる役割を果たしたと結論づけられる。

第一次世界大戦からヴァイマル期にかけてのハンブルクにおける在宅看護・家事援助の活動とその制度化を扱った第4章では、この制度をめぐる扶助か保険かの議論を検討している。大戦の勃発とともに妊産婦保護の担い手が国家(ライヒ)に変わったことによって、ハンブルクの在宅看護・家事援助協会の活動はとりわけ病気や高齢の際の支援に向けられたが、戦後のインフレによってその活動は著しく困難になった。大戦後、公的部門による福祉対象者が拡大し、その一方で人口の高齢化および慢性疾患による死亡が増加する疾病構造転換が進展した。そうした中で、一度は解散した協会は、1928年に在宅看護・家事援

助連合として再結成された。公的な福祉機関と教会・民間の福祉団体が加わった連合は、広範な社会層の病気や高齢の女性を抱えた家族を支援することを通じて、そうした「問題家族」の「標準化」を図り、社会国家に包摂しようと試みた。この制度の扶助が保険かをめぐる論争の末、結局、ハンブルクでは、保険化を追求したフランクフルトとは異なり、扶助原則に基づく在宅看護・家事援助の方式が選択された。

以上のような検討を経て、終章では、20世紀社会国家の成立は、近代的市民家族を規範とした非就業者の女性や子どもの包摂を重要なメルクマールとしていることが指摘されて結ばれている。

#### 【論文の評価】

本研究の意義は、ハンブルクの医療・保健・救貧制度の見取り図を描いた上で、ザンクト・ゲオルク小児病院を事例として病気の子どもと家族の問題、在宅看護・家事援助を事例として女性の家族内役割の規範化をきめ細かく論証し、従来の社会国家論に見られない射程を描き出した点にある。著者は、ドイツの社会扶助・社会保険に関する研究史を緻密に考察した結果、これまでの社会国家論では十分に検討されていないことが明らかになった病気の子どもや女性に対する扶助の実態をハンブルク市文書館に所蔵される公刊・未公刊の原史料を豊富に用いて丁寧に跡づけ、女性や子どもと医療、疾病構造、社会扶助といった、相互に絡み合う新しい視点を社会国家論に組み込むことの必要性を明らかにした。とくに社会国家論では見失われがちな民間福祉団体の具体的な活動をその記録に基づいて詳細に研究したことはきわめて高く評価される。

以上の点について審査委員の間で意見は一致したが、その一方で本論文のいくつかの問題点も審査委員から指摘された。

第一に、本論文の枠組とされた社会国家論について、その評価と位置づけ、実証的成果との関係が十分に検討されていない。第二に、「家族規範」、「生存配慮」といった概念が頻出する割に、詳しい概念規定がなされないままやや無造作に扱われている。また、女性と子どもを一括して扱えるのか疑問である。第三に、ハンブルクの事例をすぐに社会国家一般に結びつけがちで、ハンブルクという港湾都市国家が有する歴史的個性が浮き彫りにされていない。第四に、社会扶助による権力の作動、国家統合の側面が社会国家論に解消されてしまい、帝政期～ヴァイマル期ドイツの権力関係とその転換、それに果たした総力戦の意義が軽視されているという感が否めない。

本論文の意義を評価した上で、最終試験では以上の点について質疑応答がなされたが、申請者は、これらの指摘に対して一つ一つ正面からの確に答え、本論文の修正すべき点についても十分に自覚的であり、今後の研究に生かしていけるだろうことが判明した。

したがって、審査委員会は論文審査と最終試験の結果、全員一致で学位申請者に博士（学術）の学位を授与することがふさわしいと判断した。